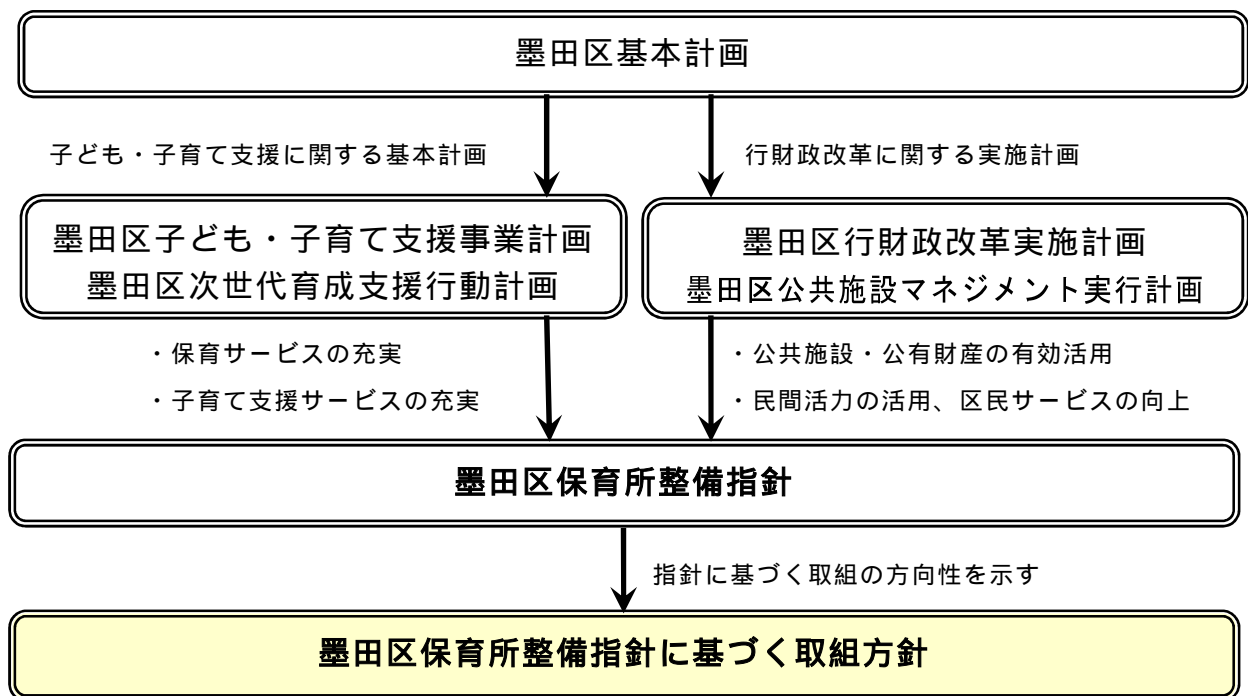


墨田区保育所整備指針に基づく取組方針

第 1 趣旨

増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくとともに、厳しい財政状況下にあっても、継続的・安定的に保育サービスを提供していくため、本区における今後の保育所等の整備について、平成 24 年 8 月に策定した墨田区保育所整備指針（別添資料参照）に基づく取組の方針を定める。

第 2 位置付け（体系図）



第 3 前提

1 墨田区保育施設状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分			施設数	保育定員（人）					
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	小計
認可	区立保育園	公設公営園	2 2 園	123	285	345	437	1,032	2,222
		公設民営園(1)	5 園	45	96	110	87	183	521
	私立保育園	民設民営園	1 7 園	145	248	289	317	645	1,644
認定こども園			1 園	—	—	6	6	12	24
認証保育所			1 4 園	95	114	113	61	68	451
施設型小規模保育所			2 園	9	14	15			38
家庭的保育者			2 8 人	75					75
グループ型家庭的保育室			2 室	26					26
定期利用保育室			3 室	56					56
合 計			6 1 園	2,209			2,848		5,057

1 公設民営園とは、区立認可保育園における指定管理者制度導入園である。（以下同じ。）

2 分園は、本園と分園を併せて 1 園として算出している。（以下同じ。）

2 本方針の範囲

本方針は、原則として、既存の区立認可保育園に関する整備に関する事項を範囲とする。

3 子ども・子育て支援新制度との整合

本方針は、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」と整合を図る必要がある。本方針と密接に関係する子ども・子育て支援新制度の概要は、次のとおりである。

(1) 「公私連携」による運営形態

「公私連携」による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに定められた制度である。認定こども園法においては「公私連携幼保連携型認定こども園」、児童福祉法においては「公私連携型保育所」が規定されている。

【定義】

「公私連携幼保連携型認定こども園」又は「公私連携型保育所」(以下「公私連携園」という。)は、一定の協定に基づき、区から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、区との連携の下に教育・保育等を行う幼保連携型認定こども園又は保育所をいう。運営は、これらの幼保連携型認定こども園又は保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人とされており、幼保連携型認定こども園については学校法人又は社会福祉法人に限定されている。

(2) 墨田区子ども・子育て支援事業計画

墨田区子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)は、子ども・子育て支援法第61条による子ども・子育て支援事業計画として、本区における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めたものである。

(3) 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査(平成26年3月)

事業計画の策定に当たり、教育・保育の利用状況や利用希望を把握するため、墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査(以下「ニーズ調査」という。)を実施した。

4 墨田区保育所整備指針の修正

本方針の前提となる墨田区保育所整備指針については、子ども・子育て支援新制度で新たな施設・事業区分等が定められたことなどを踏まえて、特に「保育所の公私の役割」、「保育所の整備方法」、「民間活力導入の手法」について一部修正する。

(1) 保育所の公私の役割(墨田区保育所整備指針「第4」関連)

ア 保育所の区分として、区立認定こども園、私立認定こども園、小規模保育所を加える。
これに伴い、「保育所」は「保育所等」とする。

イ 区立認定こども園、私立認定こども園の役割は、それぞれ区立認可保育園、私立認可保育園の役割に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号)に定める役割を担うこと」を加えたものとする。

ウ 私立認定こども園の運営形態として、民設民営園に加え「公私連携園」を位置付ける。
公私連携園の役割は、公設民営園と民設民営園の両方の役割を担う。

エ 小規模保育所の役割として、「多様な保育ニーズに応えるきめ細かな保育サービスを提供し、特に0歳から2歳未満の墨田区の保育を補完する、墨田区の認可基準を遵守し、適切な保育水準を確保する。」を加える。

(2) 保育所の整備方法(墨田区保育所整備指針「第5」関連)

新たな整備数については、子ども・子育て支援新制度による「墨田区子ども・子育て支

援ニーズ調査」(平成26年3月)に基づき、墨田区子ども・子育て支援事業計画で確保量を定めることとされたため、確保量に関するエリア設定及び確保量(確保策)は同事業計画で位置付けることとする。

(3) 民間活力導入の手法(墨田区保育所整備指針「第6」関連)

子ども・子育て支援新制度で新たに定められた「公私連携」による運営形態の導入(以下「公私連携制度導入」という。)を加える。なお、公私連携制度導入は、建物等の譲渡も可能であることから、民間移譲の手法として公私連携制度導入を位置付けることとする。

5 本方針における主な課題

- (1) 「公私連携」による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに定められた制度であり、詳細な制度内容については、国が現在(本方針策定時)検討しているところである。よって、公私連携制度導入については、国の動向を注視し、必要に応じて対応を検討する。
- (2) 民間活力の導入に当たっては、職員(保育士)の退職や新規採用に関する計画との整合を図りながら進めていく必要があるが、人事制度の改正等の課題もあり、今後、これを整理したうえで対象園や導入時期を検討する。
- (3) 年少人口の動向や社会情勢の変化等を考慮した場合、民間活力の導入以外に将来的な統廃合も想定されるため、民間活力の導入とともに区立認可保育園の統廃合も検討する。
- (4) 上記の諸課題を踏まえながら、本方針に基づき、今後、実施計画を検討する。

第4 基幹園の設置

1 エリアの設定

保育ニーズの増大や多様化に適切に対応しながら、保育の質の向上を図っていくためには、これまで以上に保育所等園との連携、協力が必要となっている。

また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も「小学校教育との円滑な接続」という方針に基づいて策定されており、本区でも積極的に取り組んでいる幼保小中一貫教育の推進のため、学校との連携強化が一層求められている。こうした保育所等のネットワーク化や学校との円滑な連携のため、区内をいくつかの区域に区分し、エリアごとに、当該エリアのセンター機能を有する施設として「基幹園」を設置する。

(1) エリア区分

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ることとされている。こうした学校との連携を見据え、エリア設定については、墨田区子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域である2区域よりも細かい区域設定を行っている「すみだ幼保小中一貫教育推進計画」に従い、10ブロック(平成26年4月1日現在)に区分することとし、同計画との整合を図る。

なお、本方針では、各ブロックにA～Jの記号を付定する。

【各ブロック、対象園（ は公設民営園）】

ブロック		小学校	幼稚園		保育園	
記号	中学校		区立	私立	区立認可	私立認可
A	桜堤	第二寺島 隅田 梅若	—	向島文化 墨田	鐘ヶ淵北 水神 しらひげ 梅若 すみだ あおやぎ 花園	ほがらか
B	吾嬬第二	八広	八広	向島文化	長浦 八広	木ノ下
C	寺島	第三吾嬬 第三寺島	第三寺島	墨田 言問	ひきふね 中川	さゆり ナースリー
D	吾嬬立花	東吾嬬 立花吾嬬の森 中川	立花	—	たちばな 中川南 東あずま	厚生館
E	墨田	言問 第一寺島 小梅	—	言問 墨田	寺島 押上	杉の子学園 (仮)小梅 (仮)グローバルキッズ押上
F	文花	第四吾嬬 押上 曳舟	曳舟	あづま あさひ	福神橋 文花 おむらい	興望館 共愛館
G	本所	外手 横川 業平	—	あさひ 両国 本所白百合	東駒形	育正 光の園 本所たから (仮)まなびの森錦糸町
H	両国	緑 両国 二葉	緑	江東学園 両国	江東橋 亀沢	墨田みどり こひつじ わらべみどり 両国・なかよし
I	豎川	中和 菊川	菊川	両国	立川	菊川 すみだ中和こころ (仮)すみだ立川こころ
J	錦糸	錦糸 柳島	柳島	本所白百合	横川橋 太平 きんし 横川さくら	—

（補足）１ 八広保育園、中川保育園、江東橋保育園、きんし保育園については、所属するブロックと所在地のエリアとが異なっている。

２ 横川さくら保育園は０～２歳児園であるため、すみだ幼保小中一貫教育推進計画での位置付けはない。また、平成２７年４月開園予定の４園は、区域に従って配置している。

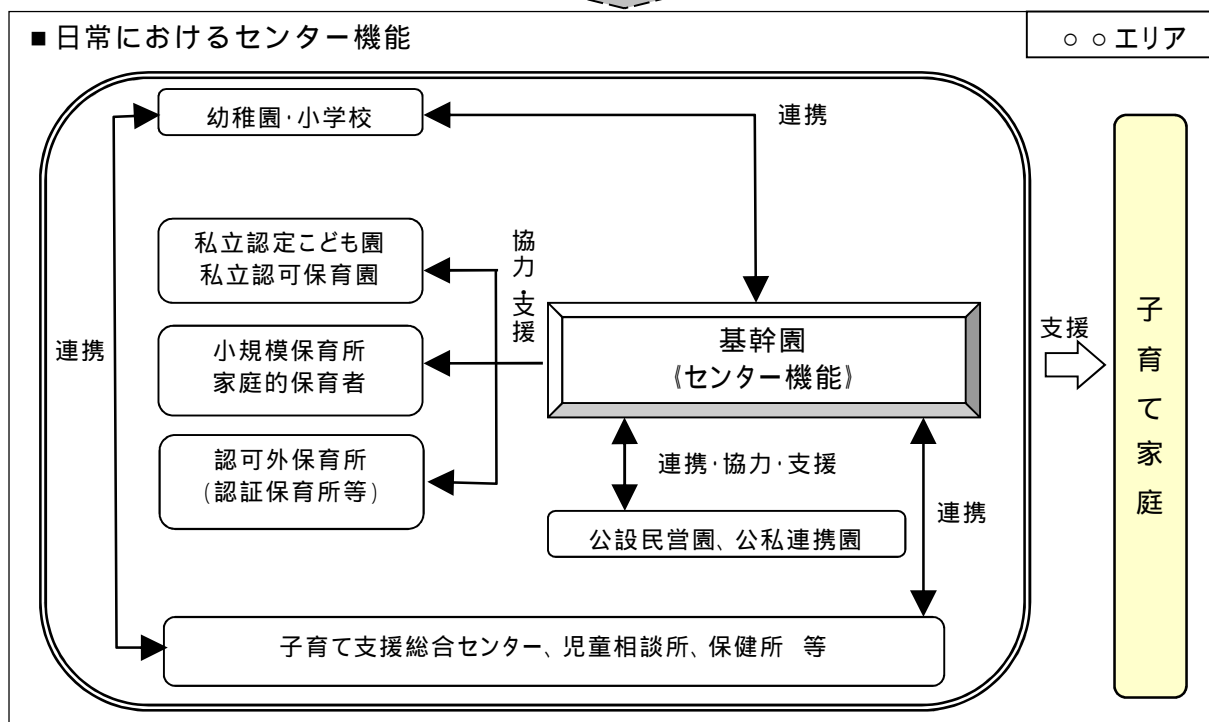
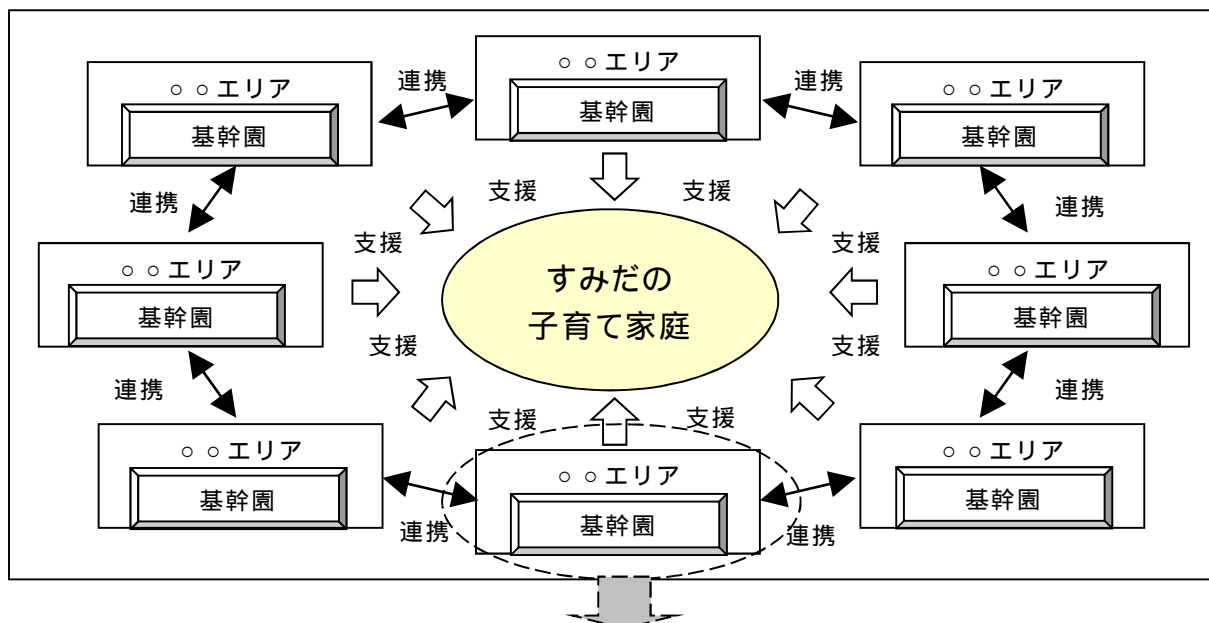
- 区立保育園
- 区立保育園（指定管理者）
- 私立保育園
- 認証保育園
- 区立幼稚園
- 私立幼稚園
- グループ型・施設型小規模保育

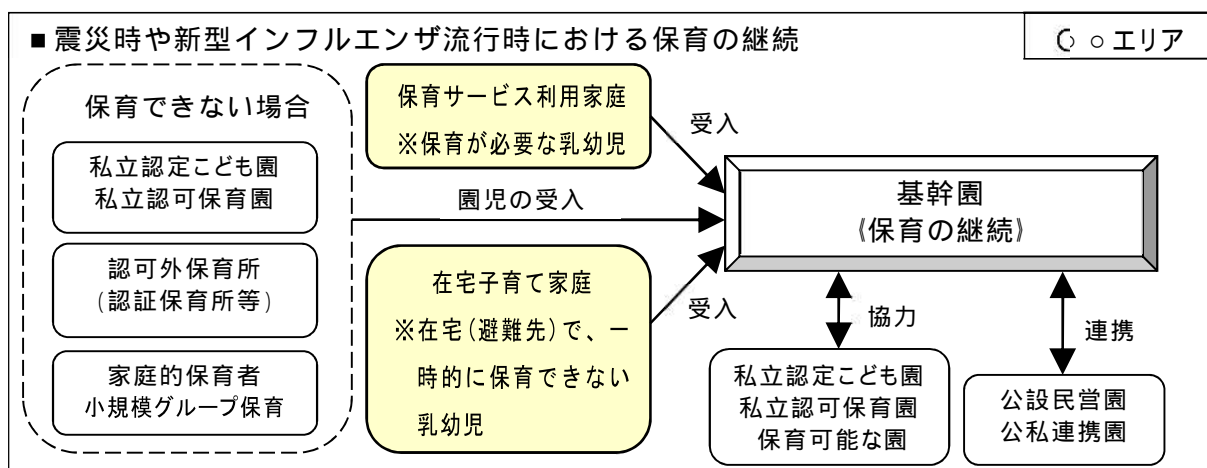


(2) 基幹園の役割

- ア 区立認可保育園、区立認定こども園の役割を实践する。
- イ エリア内の保育所等、小規模保育所、家庭的保育者、認証保育所、幼稚園、小中学校との連携のためのセンター機能を担う。
- ウ 子育てひろば事業の実施施設（子育てひろば、児童館）と連携して、子育て安心ステーション等の子育て支援事業を推進する。
- エ 特に危機事象（震災、新型インフルエンザ等）発生時においても、保育を必要とする区民に対し、保育サービスを継続する。

【基幹園のイメージ図】



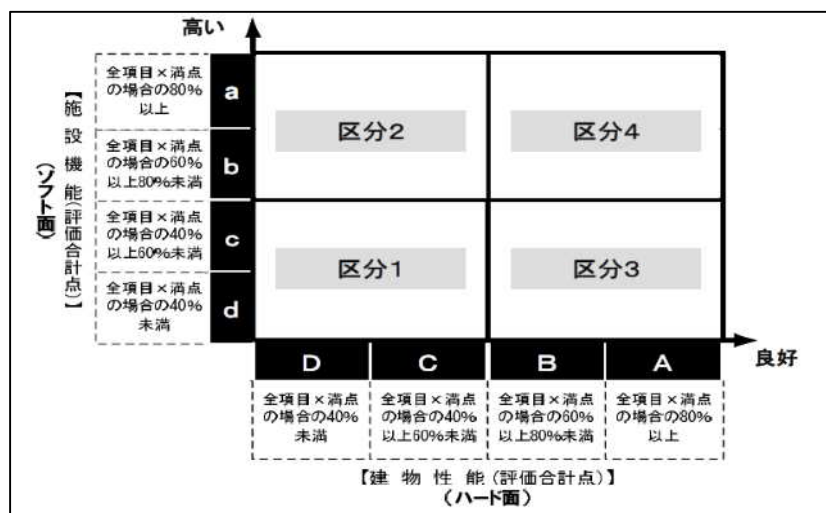


2 基幹園選定の考え方

基幹園の選定に当たっては、次の考え方に基づいて検討する。

- (1) 基幹園は公設公営園が担うこととし、各エリアに1園設置する。
- (2) エリア内に公設公営園が複数ある場合は、原則として、次の基準により選定する。
 - 0歳児～5歳児までの保育を実施している。
 - 保育定員が100人前後であり、規模が大きい。
 - 墨田区公共施設白書における評価区分(区分1～4、下図参照)を考慮する。

【評価区分の分類】



基幹園の役割を区が主体的に発揮するため、区所有施設とする。

後記「第6 民間活力の導入」の効果等を考慮する。

- (3) 公私連携園は、協定に基づき区が一定の関与を行うことができることから、墨田区保育所整備指針で示したサブ基幹園の機能は、公私連携園が基幹園の補佐として担うこととする。(基幹園で0歳児保育を実施していない場合や災害時における保育の継続などで公私連携園の協力を得る。)

3 認定こども園への移行

事業計画では、認定こども園に対するニーズへの確保策として、区立認可保育園の認定こども園への移行を位置付けている。同計画との整合を図るため、区立認可保育園については、幼保連携型認定こども園への移行を検討する。

第5 民間活力の導入

1 これまでの民間活力導入の検証

(1) 実施園

平成16年度の園舎改築に合わせて、あおやぎ保育園に指定管理者制度を導入し、その後、「墨田区保育園民営化計画（平成17年9月）」を策定して区立認可保育園（公設公営園）4園に指定管理者制度を導入した。

(2) 「墨田区保育園民営化計画」の策定（平成17年9月）

平成17年3月に策定した墨田区次世代育成支援行動計画に基づき、子育て支援サービスの充実に向けた一つの取り組みとして、平成17年9月に墨田区保育園民営化計画を策定した。

(3) 保護者の不安解消のための取り組み

区民や保護者の不安や懸念・不満を取り除くため、十分な情報提供と丁寧な説明を行っていくことの重要性を認識し、民営化のルール、基準となる「墨田区保育園民営化のすすめ方」を平成19年6月に策定した。

(4) 保育サービス拡充

指定管理者制度導入と合わせ、多様な保育ニーズに対応するため、長時間延長保育時間、休日・年末保育、一時保育などの実施など、保育サービスの拡大を図った。

(5) 保育の質の確保

指定管理者制度が導入された区立認可保育園（公設民営園）5園で実施した福祉サービス第三者評価では、全園で保育サービス評価における標準基準を満たし、利用者からも高い評価を得ており、指定管理者制度導入後も適切な保育が実践されていることが明らかとなっている。

(6) 財政効果

指定管理者制度導入した場合の財政効果（経費削減額）は、平成16年度～平成25年度の総計で、約4億6,800万円程度と推計される。

(7) 民間活力導入の総合的検証

指定管理者制度の導入により、子どもの育ちや保護者に対する支援が充実し、利用者からの評価も高くなるなど、墨田区全体の保育の質の向上や活性化をもたらしていると言える。

2 民間活力導入の手法

墨田区保育所整備指針で示す「民間移譲（民設民営）」を原則とする。また、民間移譲は、子ども・子育て支援新制度で制度化された公私連携制度の導入を原則とし、公私連携制度の導入が困難な場合は、指定管理者制度を導入する。なお、公私連携制度導入の効果としては、主に次のようなことが挙げられる。

【公私連携制度導入の効果】

- 運営主体の保育理念や保育方針に基づき、特色のある保育を実践し、多様な保育サービスを提供するという民設民営園の特長を活かすことができる。
- 指定管理者制度導入では、5年又は10年で運営法人を公募するが、公私連携制度導入では、民設民営園へ移行するため運営法人が変更する可能性はなくなり、利用者の

不安が解消される。

- 協定に基づき、区が一定の関与を行うことができる。
- 民設民営園への移行により、国・都から運営費に対する財源が充当されるとともに、指定管理者制度導入よりも施設利用の自由度が増し、民間のノウハウを生かした運営が可能となることで1園当たりの運営費自体が軽減されるため、施設維持管理費や運営費に対する区の財政負担は、指定管理者制度導入に比べ、より一層削減することができる。
- 老朽施設については、民設民営園が改築や大規模修繕等を行うことで、国・都の補助制度を活用することができ、区財政負担の大幅な削減が期待できる。

3 民間活力導入園選定の考え方

民間活力の導入は、墨田区保育所整備指針に基づき、基幹園以外の区立認可保育園を対象とする。

(1) 選定基準

民間活力導入手法の選定に当たっては、原則として、次の考え方に基づいて検討する。

ア 公私連携制度導入（建物譲渡）

- 保育所単独（遊休施設との併設を含む。）の区所有施設である。
- 公私連携制度導入の効果（前記2参照）を最大限に発揮することができる。
- 起債償還期間を終了している。
- 「墨田区公共施設白書」との整合を図ることができる。

イ 公私連携制度導入（建物貸付）

- 保育所単独（併設を含む。）の区所有施設であるが、建築年数が浅く（およそ30年未満）起債が償還されていない。
- 区所有施設ではない。

都所有施設への公私連携制度導入については、東京都との協議が必要である。

ウ 指定管理者制度導入

- 保育所単独施設ではない（複合施設など）。
- 乳児園（0～2歳児のみ）等の理由により、公私連携幼保連携型（保育所型）認定こども園に移行できない。
- 墨田区保育園民営化計画（平成17年9月策定）における民営化実施園選定基準に合致し、早期に保育サービスの拡充が可能である。

(2) 民間活力導入に伴う保育サービスの拡充

民間活力の導入に当たっては、ニーズ調査結果等を踏まえながら、保育サービスを拡充していく。民間活力導入により拡充する主な保育サービスは、「延長保育」「一時預かり事業」「休日保育」とし、併せて公私連携制度導入園及び指定管理者制度の特色を生かした事業を展開していく。

4 民間活力導入による財政効果

公設公営園、公設民営園（指定管理者制度導入）、民設民営園（公私連携制度導入）における区運営費負担額の比較は、表のとおりである。

基幹園を10園（想定定員100人）とし、基幹園以外の公設公営園（12園）にすべて

公私連携制度を導入したと仮定して、国・都補助額（歳入）を反映した場合の区運営費負担額は、約 11 億 3 千万円（（2,136 人 - 1,000 人）× 993 千円）の削減となる。

【参考：公設公営園、公設民営園、民設民営園における区運営費負担額の比較】

項目	区運営費負担額 (単位：千円)	入所人員 (単位：人)	園児 1 人当たりコスト (単位：千円)	区立認可保育園との差 (単位：千円)
公設公営園（22 園）	4,970,120	2,136	2,327	
公設民営園（5 園） 【指定管理者制度を導入した場合】	1,053,470	528	1,996	331 (削減率 14.2%)
民設民営園（17 園） 【公私連携制度を導入した場合】 国・都補助額反映前	2,768,730	1,618	1,712	615 (削減率 26.4%)
〃 国・都補助額反映後	2,156,949		1,334	993 (削減率 42.6%)

平成 25 年度事業別コスト計算書及び平成 25 年度私立保育園運営費等補助実績による金額（区運営費負担額は保育料収入を控除していない金額。）である。